

治山事業請負契約書（案）

発注者 分任支出負担行為担当官 仙台森林管理署長 上野 真一と請負者 は各々の対等な立場における合意に基づいて、本契約書及び契約内訳書、並びに令和8年5月28日に交付した国有林野事業造林事業請負契約約款によって公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

案件名称	保安林総合改良整備事業（仙台地区B）
案件内容・仕様	別紙1～別紙3のとおり
契約金額 （税込み）	金 円 （うち消費税及び地方消費税相当額 金 円）
納入期限	令和9年3月10日
契約期間	契約締結日の翌日 ～ 令和9年3月10日
納入場所・履行場所	宮城県仙台市若林区荒浜字田ノ神国有林88林班外
契約保証金	免除
備考	

この契約書の締結の証として、本文書に対し発注者と請負者が署名を行ったものを本システムで保存し、長期にわたって当該契約の成立および内容を立証する。

令和 年 月 日

発注者 分任支出負担行為担当官
仙台森林管理署長
上野 真一

請負者

契約条項

第1条 本契約の数量等の内訳は別紙1「契約内訳書」のとおりとする。

第2条 本契約の特約事項については、別紙2のとおりとする。

第3条 本契約の事業内訳については、別紙3のとおりとする。

別紙 1

契約内訳書

- 1 事業名 契約書のとおり
- 2 事業場所 契約書のとおり
- 3 事業量 除伐 0.16ha 伐開 0.19ha 補植 0.19ha つる切 39.43ha 刈払い 11.40ha
- 4 事業期間 契約日の翌日から
令和 9 年 3 月 10 日まで
ただし、作業種別又は箇所別の事業期間は、別紙 3 事業内訳書のとおり
- 5 請負金額 契約書のとおり
- 6 選択条項 別冊約款中选择される条項は次のとおりである。
(適用されるものは○印、削除されるもの×印。)

適用削除の区分	選択事項	選択条項	
	契約保証金の納付	第 4 条第 1 項第 1 号	
	契約保証金の納付に代わる担保となる有価証券等の提供	第 4 条第 1 項第 2 号	
	銀行、発注者が確実に認める金融機関等の保証	第 4 条第 1 項第 3 号	
	公共工事履行保証証券による保証	第 4 条第 1 項第 4 号	
	履行保証保険契約の締結	第 4 条第 1 項第 5 号	
×	支給材料及び貸与品	第 15 条	
	部分払	月 回以内	第 38 条
	前金払	分の 以内	第 35 条第 1 項
	中間前金払		第 35 条第 4 項
×	国庫債務負担行為に係る契約の特則	第 40 条	

- 7 特約事項
別紙 2 のとおり

特約事項（造林事業）

農林水産省では、専門家による検討等を重ね、今般、野生いのししにおけるアフリカ豚熱（以下、「ASF」という。）の感染確認時の具体的対応が取りまとめられ、都道府県へ通知されたところ。

ASFは、ASFウイルスが豚やいのししに感染することによる発熱や全身の出血性病変を特徴とする致死率の高い伝染病であり、ダニによる媒介、感染畜等との直接的な接触により感染が拡大し、有効なワクチンや治療法はなく、発生した場合の畜産業界への影響が甚大であることから、我が国の家畜伝染病予防法において「家畜伝染病」に指定され、患畜・疑似患畜の速やかな届出とと殺が義務付けられている。

このことから、下記について遵守すること。

記

1. 平時における対応について

山林での作業用の靴の履き分けや、下山時や帰宅時の靴及びタイヤの土落とし等、感染防止対策に協力すること。

また、野生いのししの死体発見時には死体が所在する県の家畜衛生部局に速やかに通報するとともに、当該森林管理署等へ連絡すること。

2. 感染の疑いが生じた場合の対応

ASF対策として、野生いのししの感染が確認された場合の各県が実施する防疫措置に基づき、消毒ポイントにおける消毒の実施や帰宅後の靴底の洗浄消毒等に協力すること。

また、各県の行う立入制限等の防疫措置等を踏まえ、本契約に係る作業を一時中止する可能性がある。

一時中止となった場合は、国有林野事業造林事業請負契約約款第 20 条により対応する。

保安林総合改良整備事業(仙台地区B) 事業内訳書

番号	作業種及び 作業手段	工区 (林小班)	面積 (数量)	単位	林 齢	事業期間	担当区	備 考
1	除伐	30	0.16	ha	—	契約締結の翌日～ 令和9年3月10日	仙台	仙台地区B
	計		0.16					
1	伐開	25	0.19	ha	—	契約締結の翌日～ 令和8年10月30日	仙台	仙台地区B
	計		0.19					
1	補植	25	0.19	ha	—	令和8年10月1日～ 令和8年10月30日	仙台	仙台地区B
	計		0.19					
1	つる切り	11	4.20	ha	—	契約締結の翌日～ 令和8年10月30日	〃	仙台地区B
	〃	28	2.04	ha	—		〃	〃
	〃	22	2.68	ha	—	契約締結の翌日～ 令和9年3月10日	〃	〃
	〃	23	0.18	ha	—		〃	〃
	〃	30	13.82	ha	—	契約締結の翌日～ 令和8年10月30日	〃	〃
	〃	19	9.49	ha	—	契約締結の翌日～ 令和9年3月10日	〃	〃
	〃	24	3.37	ha	—		〃	〃
	〃	25	3.65	ha	—	契約締結の翌日～ 令和8年10月30日	〃	〃
	計		39.43					
1	刈り払い	11	0.41	ha	—	契約締結の翌日～ 令和8年10月30日	〃	仙台地区B
	〃	23	0.55	ha	—		〃	〃
	〃	28	1.68	ha	—		〃	〃
	〃	29	0.14	ha	—		〃	〃
	〃	30	2.94	ha	—		〃	〃
	〃	19	2.74	ha	—		〃	〃
	〃	24.25	1.65	ha	—		〃	〃
2	刈り払い(盛土法面)	11	0.23	ha	—		〃	仙台地区B
	〃	29	0.09	ha	—		〃	〃
	〃	19	0.90	ha	—		〃	〃
	〃	25	0.07	ha	—	〃	〃	
	計		11.40	ha	—			

造林（治山）事業特記仕様書

造林事業記録写真仕様書

(写真の提出)

- 1 作業記録写真は、地拵、植付、仮植、各保育作業の管理に役立たせるために撮影するものであり、作業の過程・経過を記録し、整理編集の上、監督員に提出しなければならない。
なお、提出部数については、造林事業については2部、治山事業については3部、提出するものとする。

(準備器材)

- 2 写真撮影にあたり準備する器材は、次のとおり。
 - ア 写真機（予備を用意しておく）
 - イ 作業種、林小班、面積、撮影日時、その他記事欄を表示した黒板。
 - ウ 植付苗木の規格を測定する際には、スケール等を使用する。

(写真撮影)

- 3 写真撮影に当たっては、次の各号に留意しなければならない。
 - ア 被写体には、必ず2.イの所要事項を記入した黒板を添えなければならない。
 - イ 撮影後はできるだけ速やかに現像焼付けを行い、目的どおり撮影されているかを確認しなければならない。
 - ウ 提出する写真のサイズは、原則としてサービスサイズ(7.6cm×11.2cm)以上のカラー写真とし、必要に応じてこれらのつなぎ写真とする。
 - エ 作業前・作業後は同位置において撮影するものとし、撮影位置に目印を付けておくこと。
 - オ 作業前、作業中、作業後の状況を、全箇所（小班）を撮影することとする。

(写真整理)

- 4 撮影箇所毎（作業前・作業中・作業後）に順序よく編集し、四ッ切以上のフリーアルバムに貼付、台紙記事欄に作業内容を記述し、黒板の不明瞭なものは、黒板記載事項及び作業内容を記述する。

(デジタル写真)

- 5 デジタルカメラを使用する場合には、次の各号に留意しなければならない。
 - ア 画像の信憑性を考慮し、原則として画像編集は認めない。ただし、監督員の承諾を得た場合は、回転、パノラマ、全体の明るさの補正程度は行うことができる。
 - イ 記録形式はJPEGとし、圧縮率、撮影モードについては監督員と協議の上決定する。
 - ウ 有効画素数は、黒板の文字及びスケールの数値等が確認できることを指標とする。
 - エ 印刷物を納品する場合は、フルカラーで、インク、プリント用紙等は通常の使用で3年間程度以内に顕著な劣化が生じないものとする。

(その他)

- 6 この仕様書によりがたい場合又は明記していない事項がある場合は、監督職員にその事由を申し出て、指示を受けなければならない。

つる切作業仕様書

（放射線障害防止措置）

- 1 請負者は、「東日本大震災により生じた放射線物質により汚染された土壌等を除染するための業務等に係る電離放射線障害防止規則」（平成 23 年厚生労働省令第 152 号）に基づき、除染等業務従事者又は特定線量下業務従事者に対し適切に放射線障害防止措置を講じなければならない。

（区域の標示）

- 2 作業地の区域は別紙図面のとおりであり、不明な箇所については監督職員の指示を受けなければならない。

（作業の方法）

- 3 造林木等の生育に支障となるつる類は、出来る限り抜き取るものとし、つる類の種類、形状、その他現地の状況等により、抜き取る事が困難な時は、なるべく根元近くから切断するものとする。
- 4 つるを抜き取り又は切断した後に造林木等に巻き付いている部分をていねいに取り除くこと。この場合、造林木等を損傷（とくに樹皮や頂芽）しないように注意すること。海岸防災林については、この限りではない。

（その他）

- 5 この仕様書によりがたい場合又は明記していない事項がある場合は、監督職員にその事由を申し出て、指示を受けなければならない。

除伐作業仕様書

（放射線障害防止措置）

- 1 請負者は、「東日本大震災により生じた放射線物質により汚染された土壌等を除染するための業務等に係る電離放射線障害防止規則」（平成 23 年厚生労働省令第 152 号）に基づき、除染等業務従事者又は特定線量下業務従事者に対し適切に放射線障害防止措置を講じなければならない。

（区域の標示）

- 2 作業地の区域は別紙図面のとおりであり、不明な箇所については監督職員の指示を受けなければならない。

（除伐木）

- 3 造林木及び有用天然木（以下、「造林木等」という。）の生育に支障となるかん木類を伐除するものとする。また造林木等であっても、生長及び形質不良で将来的に育成の対象とならないものは伐除するものとする。

ただし、監督職員があらかじめ指示したものについては残存又は伐除しなければならない。

また、溪畔周辺の作業方法についても監督職員の指示に従わなければならない。

（作業の方法）

- 4 除伐の方法については、監督職員の指示によるが、次に留意の上行なわなければならない。
 - (1) 伐除する高さは地際から 20cm 程度とする。
 - (2) 伐除に際しては、造林木等を損傷しないように注意しなければならない。
 - (3) 伐除木について、造林木等の生育、歩道上等での歩行に支障となる場合及び後続作業に支障がある場合は、切断して集積するか、等高線に平行に存置しなければならない。
 - (4) 造林木等に巻き付いているつる類がある場合は、造林木等を損傷しないよう注意して、根元から抜き取るか、切断しなければならない。
 - (5) 伐除木が、かかり木となった場合は、必ず取りはずしておかななければならない。

（有用天然木の範囲）

- 5 針葉樹ーヒバ、アカマツ、クロマツ、モミ、スギ、カヤ、イチイ、ネズコ等
広葉樹ーブナ、イヌブナ、クリ、コナラ、ミズナラ、サワグルミ、ウダイカンバ、
オノオレカンバ、ミズメ、シナノキ、センノキ、ミズキ、ヤチダモ、イヌエンジュ等

（その他）

- 6 保護林及び緑の回廊に係る除間伐（抜伐り）の事業がある場合は、当該作業仕様書（4（4）を除く。）によるほか、別紙「保護林等における除間伐（抜伐り）標準仕様書」によることとする。
- 7 この仕様書によりがたい場合又は明記していない事項がある場合は、監督職員にその事由を申し出て、指示を受けなければならない。

刈払い作業仕様書

（放射線障害防止措置）

- 1 請負者は、「東日本大震災により生じた放射線物質により汚染された土壌等を除染するための業務等に係る電離放射線障害防止規則」（平成 23 年厚生労働省令第 152 号）に基づき、除染等業務従事者又は特定線量下業務従事者に対し適切に放射線障害防止措置を講じなければならない。

（区域の表示）

- 2 作業地の区域は別紙図面のとおりであるが、不明な箇所については監督職員の指示を受けなければならない。

（作業の方法）

- 3 刈払い幅は別紙図面のとおりとし、車両の通行及び歩行（以下「車両の通行等」）に支障のないよう刈払物を片付けしなければならない。
- 4 管理道上の植生は地際から刈払いし、管理道上に覆い被さり車両の通行等に支障となる枝等は刈り払わなければならない。また、管理道上に倒木等があった場合は取り除かなければならない。
- 5 刈払いにおいては、管理道及び盛土法面に接する植栽木等を損傷しないよう特段の注意を払わなければならない。

（その他）

- 6 この仕様書によりがたい場合又は明記していない事項がある場合は、監督職員にその事由を申し出て、指示を受けなければならない。

苗木仕様書

(経費負担)

- 苗木は、請負者の負担による購入及び現地搬入しなければならない。
苗木調達に当たっては、予め監督職員に調達予定先からの林業種苗法（昭和45年5月22日法律第8号）第12条第1項に定められた生産者登録証写を提出し、承認を受けることとする。

(規格、形質)

- 苗木の規格は下表による。

樹種	苗齢	規格			備考
		区分	苗長	根元径	
抵抗性クロマツ	2年生	コンテナ苗	25cm上	5.0mm上	300cc

- 形質

苗木の形質は、次の全ての要件を満たさなければならない。

(コンテナ苗)

- 地上部の幹がまっすぐで枝が四方に出ている、全体として調和がとれているもの。
- 根鉢全体に根が回っていて、容易に根鉢が崩れないもの。
- 樹勢が旺盛で充実し、病虫害、気象の被害を受けていないもの。
- 着花、結実していないもの。
- スギコンテナ苗の形状比は、当面80以下を優先的に使用すること。

(不適格苗木の措置)

- 上に定める規格、形質に適合しない苗木は、請負者の責任において監督職員が適格と認める苗木に交換しなければならない。
- 不適格とされた苗木は、請負者の責任において、適切に処分しなければならない。

(受入れ)

- 現地搬入ごとの苗木納品書（生産者が確認出来るもの）を整理のうえ、完成届とともに監督職員に提出しなければならない。
- 現地搬入された苗木の規格及び形質を明らかにするため、監督職員の指示により苗木等の写真撮影をしなければならない。
- 植付した苗木が現地へ搬入する以前の原因で枯死（1年以内）したと判断される場合は、瑕疵担保（請負人の担保責任）と見なし、枯死苗を処分し、新たな苗木を植え替えをすること。

(コンテナ苗の保管)

- 植付けまでの保管に際しては、直射日光の当たらない場所に保管し、スギ生枝等で苗木を覆うなど乾燥防止の措置をしなければならない。また、ブルーシートで苗木全体を覆うことにより蒸れによる枯死がないように留意すること。

(その他)

- この仕様書によりがたい場合又は明記していない事項がある場合は、監督職員にその事由を申し出て、指示を受けなければならない。

参考資料 (苗木仕様書)

苗木仕様書 第3(形質)にて 該当とならない部分

(形質)

- 3 苗木の形質は、次の全ての要件を満たさなければならない。
- (1) 地上部の幹がまっすぐで全体として調和がとれているもの。
 - (2) 頂芽の完全なもの。
 - (3) 樹勢が旺盛で充実し、病虫害、気象の被害を受けていないもの。
 - (4) 着花、結実していないもの。
 - (5) 樹種毎に特有の健全色を呈しているもの。

1. 幹下部に葉がない



2. 葉のつき方が疎



苗木仕様書 第3(形質)にて 該当とならない部分

(形質)

- 3 苗木の形質は、次の全ての要件を満たさなければならない。
 - (1) 地上部の幹がまっすぐで全体として調和がとれているもの。
 - (2) 頂芽の完全なもの。
 - (3) 樹勢が旺盛で充実し、病虫害、気象の被害を受けていないもの。
 - (4) 着花、結実していないもの。
 - (5) 樹種毎に特有の健全色を呈しているもの。

3.木化の進んでいない



苗木仕様書 第3(形質)にて 該当とならない部分

- (形 質)
- 3 苗木の形質は、次の全ての要件を満たさなければならない。
- (1) 地上部の幹がまっすぐで全体として調和がとれているもの。
 - (2) 頂芽の完全なもの。
 - (3) 樹勢が旺盛で充実し、病虫害、気象の被害を受けていないもの。
 - (4) 着花、結実していないもの。
 - (5) 樹種毎に特有の健全色を呈しているもの。

4.頂芽が欠損している



苗木仕様書 第3(形質)にて 該当とならない部分

(形質)

- 3 苗木の形質は、次の全ての要件を満たさなければならない。
- (1) 地上部の幹がまっすぐで全体として調和がとれているもの。
 - (2) 頂芽の完全なもの。
 - (3) 樹勢が旺盛で充実し、病虫害、気象の被害を受けていないもの。
 - (4) 着花、結実していないもの。
 - (5) 樹種毎に特有の健全色を呈しているもの。

5.病虫害の被害



6.気象の被害



苗木運搬仕様書

(運搬計画書)

- 1 苗木購入先から仮植箇所まで苗木を運搬するときは、苗木運搬しようとする3日前までに苗木運搬計画書を監督職員に提出のうえ承認を受けなければならない。

(運搬方法)

- 2 運搬方法
 - (1) 苗木の運搬にあたっては、苗木の損傷、乾燥防止に留意し迅速ていねいに行い、シート等で覆うこと。
 - (2) 苗木運搬中に生じた亡失、損傷等については、一切請負者の責任とする。

(1回に運搬する苗木の数量)

- 3 1回に運搬する苗木の数量は、普通苗については運搬の翌日から3日以内に、コンテナ苗については、運搬の翌日から7日以内に植付可能な数量を超えないよう計画すること。

(その他)

- 4 苗木の運搬状況を明らかにするため、監督職員の指示により写真撮影をしなければならない。
- 5 この仕様書によりがたい場合又は明記していない事項がある場合は、監督職員にその事由を申し出て、指示を受けなければならない。

令和 年 月 日

監督職員

殿

請負者住所

氏名

印

令和 年 月 日で契約した造林事業請負について、植付作業仕様書に基づき苗木運搬計画書を提出します。

記

月 日	林 小 班	面 積 ha	数 量(本)	到 着 時 間	備 考

監督員	令和 年 月 日 官職氏名 印
記事	

植付作業仕様書（コンテナ苗）

（放射線障害防止措置）

- 1 請負者は、「東日本大震災により生じた放射線物質により汚染された土壌等を除染するための業務等に係る電離放射線障害防止規則」（平成23年厚生労働省令第152号）に基づき、除染等業務従事者又は特定線量下業務従事者に対し適切に放射線障害防止措置を講じなければならない。

（区域の標示）

- 2 作業地の区域は別紙図面のとおりであり、現地の区域は収穫調査時に境界付近にある区域外林縁立木に赤スプレーを塗付するとともに、区域外林縁立木の要所に、収測番号札等を付して標示しているが、不明な箇所については監督職員の指示を受けなければならない。

（植付計画）

- 3 植付前に、手元労働力、1日の植付可能本数を検討のうえ苗木到着日の翌日から7日以内に植付完了するように計画し、苗木引渡計画書（官給）及び苗木運搬計画書（請負者購入）に基づき監督職員と協議しなければならない。

（苗木の取扱い）

- 4 苗木の取扱いは、常にいねい迅速とし次に留意のうえ行うこと。
 - (1) 苗木の供給及び規格については別途仕様書によること。
 - (2) 苗木の運搬にあたっては、必ず苗木袋等を使用し根の露出を避け、苗木の乾燥防止に努めること。
 - (3) 苗木の運搬や植栽にあたっては、根鉢を崩さないよう丁寧に扱うこと。
- 5 植付日の気象に注意し、晴天続きなどで土壌が乾燥状態の時はなるべく植付をしないこと。晴天続の日に植付を行う場合にあつては、沢筋、北又は東斜面の植付地点を優先して行うこと。
植付方法は次により行うこと。
 - (1) 沢から峰又は等高線沿いに基準線を設け植付地点を決めること。傾斜地の場合は苗間、列間を考慮して植付地点を決めること。
 - (2) 歩道や作業道内には植付をしないこと。
 - (3) 植付地点に岩石、根株等があつて植付が困難な時は、苗間方向に植付地点をずらすこと。
 - (4) 植付は、苗木を垂直に植穴に据え付けながら根鉢を植穴の底に密着させ、根鉢上面が地表面より1～2cm程度低くなるようにすること。また、根鉢側方と植穴に空隙がある場合は土を入れること。
 - (5) 根鉢上面に1～2cm程度土を覆い、植付後の面と地表面が水平となるようにすること。
 - (6) 踏み付けは、根鉢を潰さない程度に軽く足で踏み押さえること。
 - (7) 植付終了後は必ず見回りを行い、不良苗、又は植付不良のものは手直しすること。

（その他）

- 6 この仕様書によりがたい場合又は明記していない事項がある場合は、監督職員にその事由を申し出て、指示を受けなければならない。

コンテナ苗植栽作業仕様書

(肥料規格)

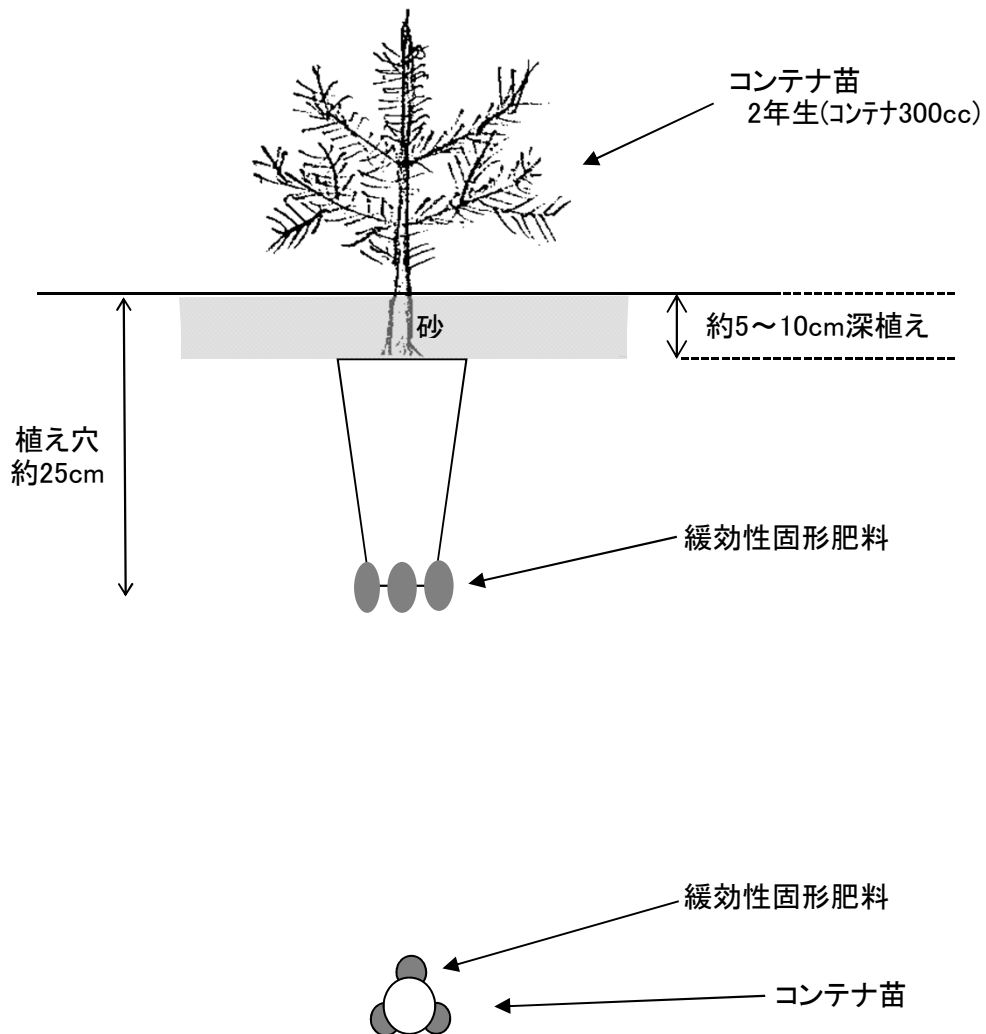
N:P:K:Mg=12:6:6:2とし、持続型肥料を使用する。

(施肥量・方法)

- ・下図に従うこととし、必ず肥料と苗木の根が接触しないようにする。
- ・施肥量は苗木1本につき50gとする。

(植栽方法)

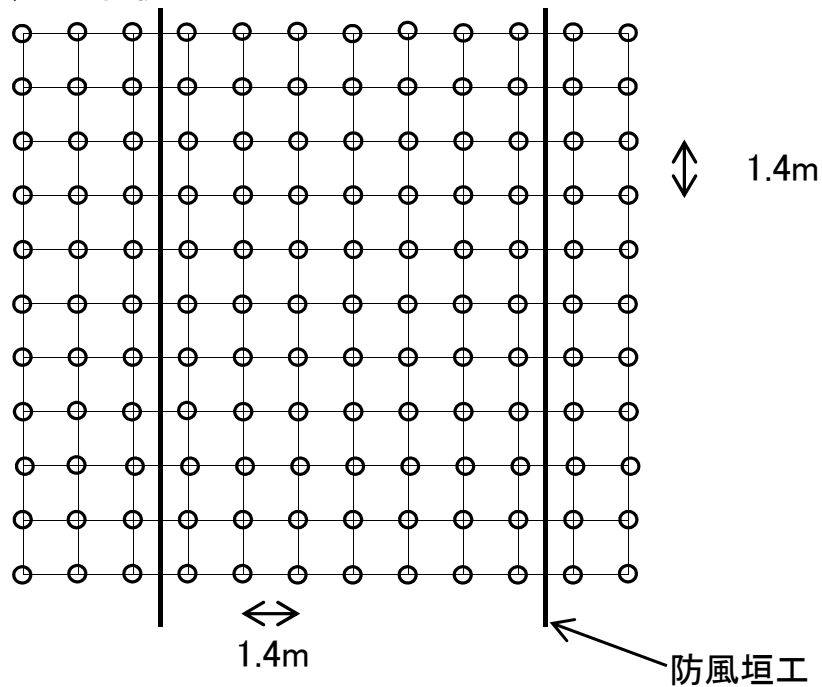
- ・下図に従う。(植栽標準図は別様)



別様

植栽標準図

5,000本/ha 植栽



※標準図によりがたい場合は監督員の指示によるものとする。
なお、表示している防風垣工は施工予定の位置である。

特記仕様書

(目的)

1 本工事は、東日本大震災により被災した海岸防災林の再生にあたり、生育基盤となる盛土工事を実施している箇所において、防災林の早期復旧をめざし新植並びに、植栽木の保育のために補植、下刈及びつる切りを行うものである。

(植栽期間、方法)

2 別途植栽作業仕様書及び苗木仕様書によるものとし、植栽木周辺が窪地となり滞水しないように凸方に土を盛ること。
なお、補植については基本的に被害木のあった箇所に植栽するものとし、詳細については実施前に監督職員と協議を行い確認を得ること。

(施工区域)

3 補植の範囲は別途平面図におおよその範囲を示しているが、現地の状況を踏査して適切に判断するとともに、施工前に監督職員の確認を得ること。
なお、排水の為に水路がある箇所があるため、その付近には補植しないこと。詳細は監督職員の指示による。
下刈の範囲は別途平面図によるものとし、区域が不明確な場合は、監督職員より確認のうえ施工するものとする。

(その他)

4 施工区域及び周辺では、当署が所管する事業及び他事業者所管事業の実施や施工上の理由により、実施時期や方法等に関して制約が生じることがある。あらかじめ監督職員の指示に従うとともに、事業者間で必要な調整を図り、安全の確保及び各事業の円滑な実施に協力しなければならない。

伐開・補植区については、防風垣施工予定地であるため、施工業者と調整すること。

熱中症対策に資する現場管理費率等の補正に関する特記仕様書

- 1 本事業は、日最高気温又は暑さ指数の状況に応じた熱中症対策に資する現場管理費率等の補正の試行を行う対象事業である。
- 2 請負者は、契約締結後に提出する当初の事業計画書に、事業期間中における気温の計測方法及び計測結果の報告方法を記載し、監督職員へ提出する。

なお、当初の事業計画書提出時に希望しない場合において、後日希望する際は同様に扱うものとし、開始日（以下「基準日」という。）については、請負者と協議し決定する。

また、当試行に取り組まない場合は、事業計画書への記載は不要である。
- 3 用語の具体的な内容は、次のとおりである。
 - (1) 真夏日
日最高気温が 30 度以上の日（気象庁が公表している地上気象観測所等の気温）又は暑さ指数（WBGT 値）が 25 度以上の日（環境省が公表している観測地点の暑さ指数）。
 - (2) 事業期間
事業着手日（基準日を定めた場合にあっては基準日）から事業終了日までの期間をいう（事業休止期間は含まない）。なお、事業期間には不稼働日を含むものとするが、年末年始休暇分として 6 日間、7 月、8 月又は 9 月を含む事業では夏季休暇分として 3 日間を除くものとする。
 - (3) 真夏日率
事業期間内の真夏日を事業期間で除した割合をいう。なお、不稼働日は事業期間中の真夏日に含めないものとする。
真夏日率 = 事業期間中の真夏日 ÷ 事業期間
- 4 気温の計測方法については、事業現場から最寄りの気象庁の地上気象観測所の気温又は環境省が公表している観測地点の暑さ指数（WBGT 値）を用いることを標準とする。

ただし、これによりがたい場合は、あらかじめ監督職員と協議の上、気象業務法施行規則（昭和 27 年運輸省令第 101 号）第 1 条の 3 の表に基づく気象庁以外の者の行う観測の技術上の基準を満たした方法により得られた事業現場の気温の計測結果又は JISB7922 に準拠した電子式湿球黒球温度指数計（精度区分クラス 2 以上）により測定した値を用いることも可とする。

なお、計測資料の取得又は計測に要する費用は請負者の負担とするものとする。
- 5 請負者は、監督職員へ計測結果の資料を提出する。
- 6 発注者は、請負者から提出された計測結果の資料を基に補正値を算出し、現場管理費率等に加算し請負金額の変更を行うものとする。
補正値（%） = 真夏日率 × 補正係数※ ※補正係数は 1.2 とする。

安全確保に資する衛星携帯電話の利用に関する特記仕様書

- 1 本事業は、安全確保に資する衛星携帯電話の利用に当たって共通仮設費等へ計上することができる。
- 2 請負者は、あらかじめ事業現場の通話状況を確認した上で、利用する衛星携帯電話を準備しなければならない。
- 3 請負者は、事業計画書提出後に準備した衛星携帯電話で試験通話を行い、事業現場において現場代理人が所有している携帯電話が通話不可及び衛星携帯電話が正常に通話できるか監督職員の確認を受けなければならない。請負者は、監督職員が通話に支障ありと判断した場合は、発注者と請負者で協議し、衛星携帯電話の変更又は利用を中止するものとする。
- 4 請負者は、衛星携帯電話の利用に当たって、次の事項を事業計画書に記載し、監督職員の確認を受けるものとする。なお、当初の事業計画書提出時に利用予定がない場合においても、後日利用を希望する際は、同様に扱うものとし、利用開始日（以下「基準日」という。）については、請負者と協議し決定する。
 - (1) 衛星携帯電話事業者名
 - (2) 衛星携帯電話サービス名
 - (3) 衛星携帯電話及びこれに関連する機器類（以下「使用端末等」という。）
 - (4) 利用料金
 - (5) 利用期間（○月○日～○月○日まで）
 - (6) 本事業以外の事業への供用の有無。なお、供用がある場合は、その事業名（署名・物件名）
- 5 対象とする経費は、1台分のリース代金（機種リース代金以外の経費は対象外とする。）を原則とする。ただし、リース不可の場合は、衛星携帯電話の購入代金を基に損料を算出し、発注者と請負者で協議するものとする。
- 6 請負者は、事業着手日（基準日を定めた場合にあっては基準日）から事業終了日における衛星携帯電話に関する費用の支払証明書類等を提出するものとする。なお、事業終了日については、事業終了の見込み日を協議し、別途定めたみなし日とすることも可能とする。
- 7 対象経費の計上に伴う請負金額の変更は、最終変更契約において行うものとする。
- 8 衛星携帯電話を、本事業以外の事業地で供用することは妨げない。ただし、同一期間に係るリース料金等を本事業以外の請負契約の経費として計上することはできないものとする。また、事業途中で本事業以外でも当試行による衛星携帯電話を供用することとなった場合には監督職員に申し出ること。

工種別数量内訳書

工事名:保安林総合改良整備事業 (仙台地区B)

仙台森林管理署

工事区分・工種・種別・細別	規 格	単位	員数	単 価	金 額
保安林総合改良整備事業		式	1		
保安林総合改良整備事業		式	1		
森林整備 (仙台地区B)		h a	51.18		
つる切り(刈払機+人力)		h a	39.43		
作業道刈り払い(刈払機+人力)		h a	10.11		
盛土法面刈り払い(刈払機+人力)		h a	1.29		
伐開工		h a	0.19		
補植		h a	0.19		
除伐		h a	0.16		
直接工事費		式	1		
共通仮設費計		式	1		
共通仮設費(率計上)		式	1		
純工事費		式	1		
現場管理費		式	1		
工事原価		式	1		
一般管理費等		式	1		
一般管理費等計		式	1		
工事価格		式	1		
消費税相当額		式	1		
請負金額		式	1		

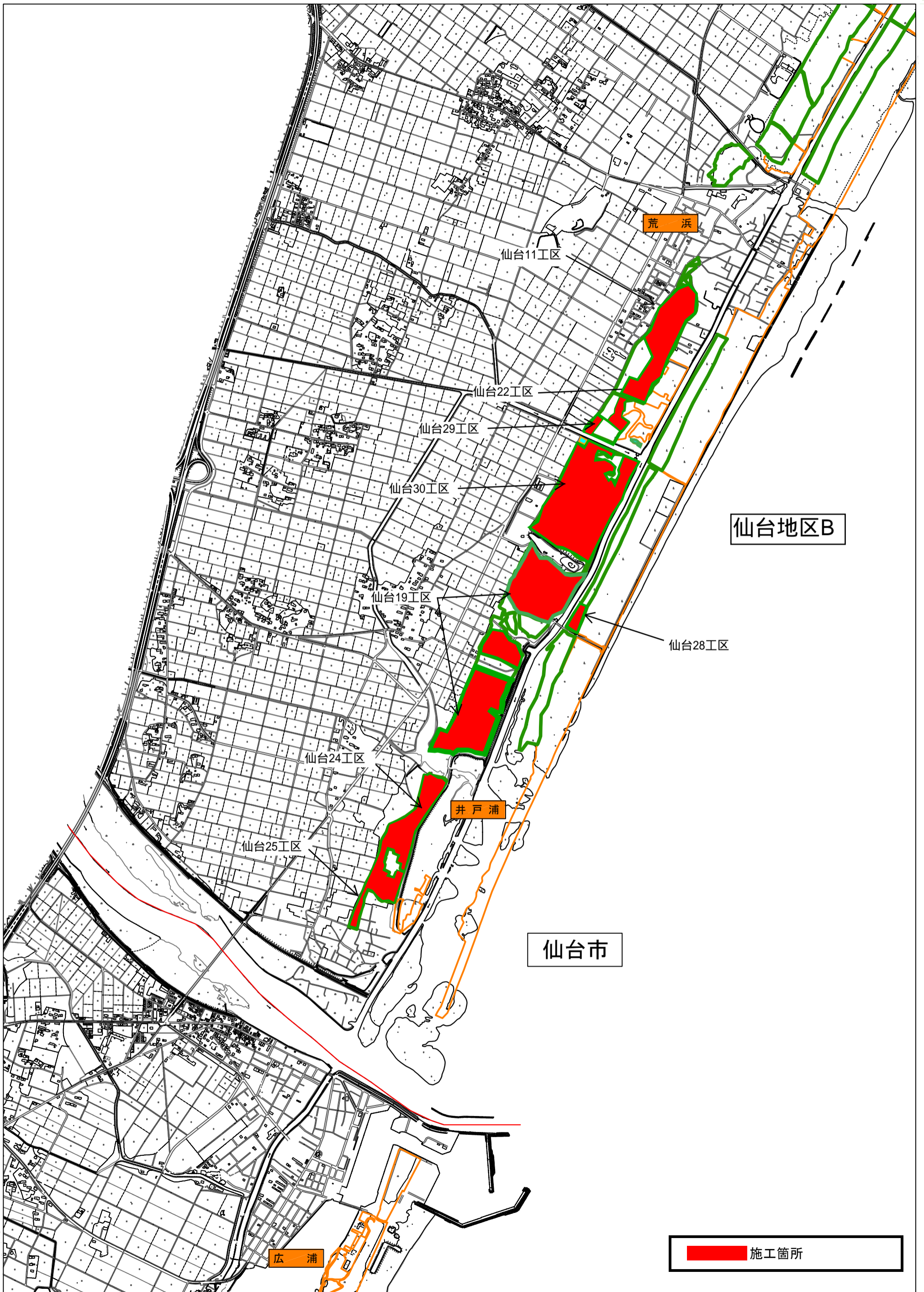
共通単価の補正事項

補正事項		補正の有無 (○・×)	補正内容	補正率	加算額	備考
通勤補正		×	直接工事費の 労務費	—	—	
冬期補正		×	労務費	—	—	
機械損料補正		×	豪雪地域割増	—	—	供用1日当たり 損料/補正係数
レ デ コ イ ン ー ク ミ リ ク ー ス ト ト	地域補正	×	地域割増	—	—	
	小型車補正	×	小型車割増	—	—	
	冬期補正	×	冬期割増	—	—	
週休2日補正		×	直接工事費の 労務費	—	—	補正係数
		×	直接工事費の 機械経費(賃 料)	—	—	補正係数

諸経費等の補正事項

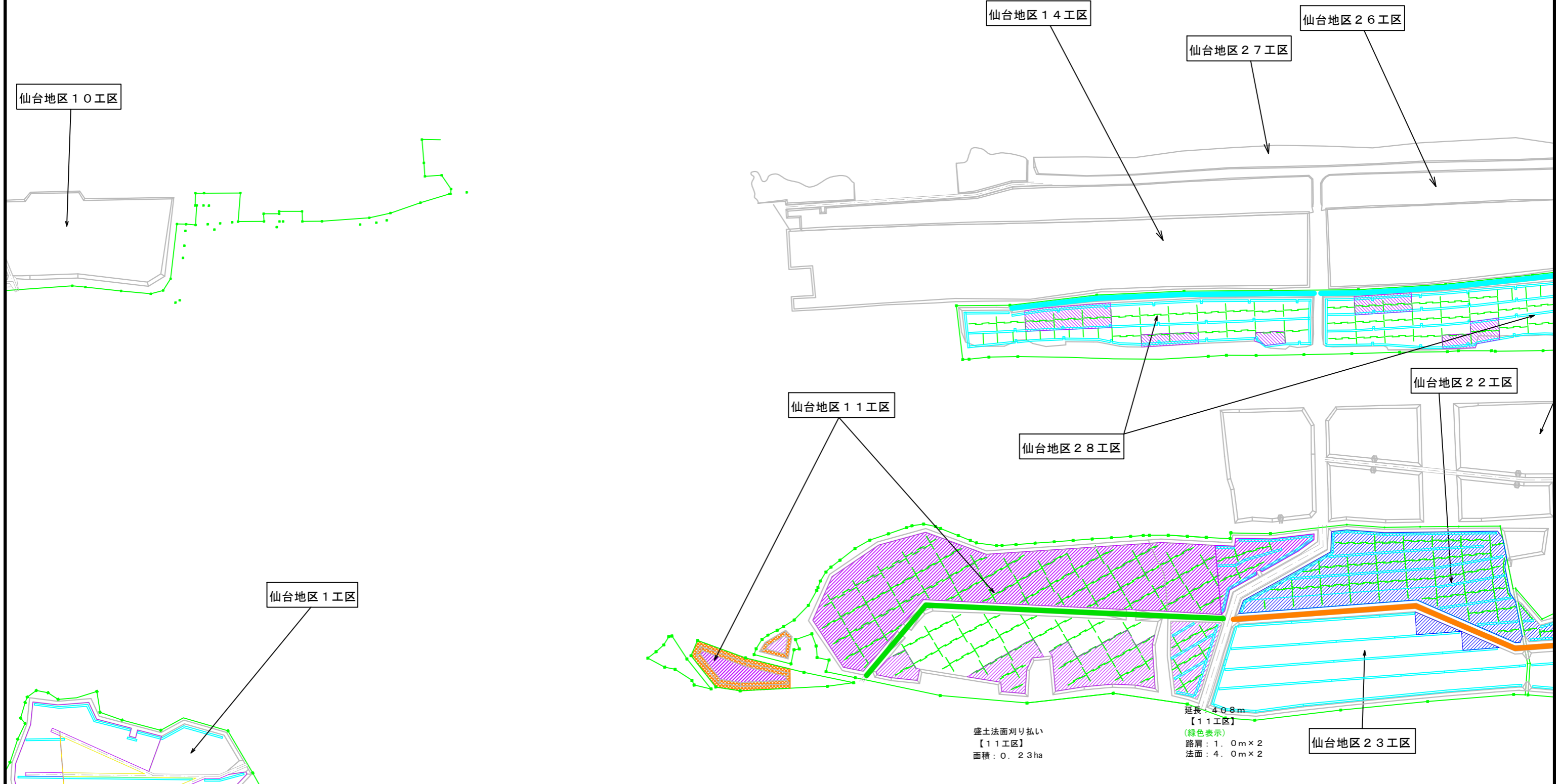
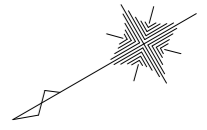
工 種	諸 経 費	補 正 事 項	補 正 率 又 は 加 算 額	備 考	
	共通仮設費	被災地補正	1.30	補正係数	
		施工地域補正	1.00	山間僻地 補正係数	
		週休2日補正	1.00	補正係数	
	現場管理費	被災地補正	1.10	補正係数	
		施工地域補正	1.00	山間僻地 補正係数	
		週休2日補正	1.00	補正係数	
		一般管理費等	前払補正係数	1.00	補正係数
			契約保証補正	0.00%	

位置図 保安林総合改良整備事業(仙台地区B)

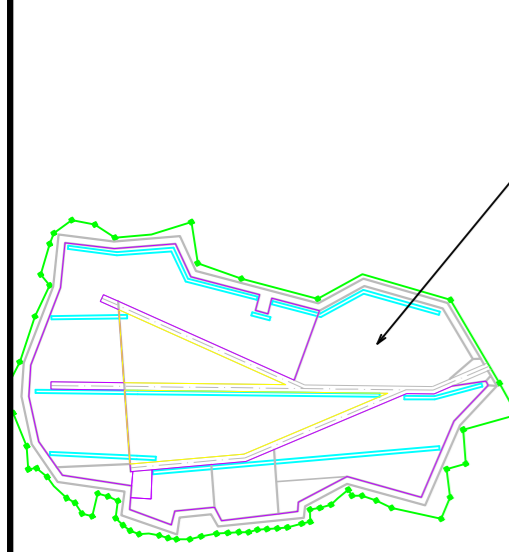


平面図

A1 : S=1:2,000
A3 : S=1:4,000



仙台地区1工区



盛土法面刈り払い
【11工区】
面積：0.23ha

延長：40.8m
【11工区】
(緑色表示)
路肩：1.0m×2
法面：4.0m×2

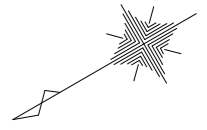
図面凡例

	生育基盤盛土		本数調整伐		刈り払い (刈り幅ごとに色分け)
	補植		除伐		国有林境界線
	伐開		盛土法面刈り払い		
	つる切後期		つる切前期		

年度	令和8年度	
図面名	平面図	
施工地	宮城県仙台市若林区荒浜字田ノ神 国有林88林班外	
工事名	保安林総合改良整備事業(仙台地区B)	
図面番号	縮尺	A1:S=1:2,000 A3:S=1:4,000
設計者	製図者	
東北森林管理局	仙台森林管理署	

平面図

A1 : S=1:2,000
A3 : S=1:4,000



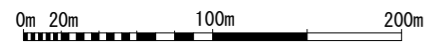
延長 : 1868m
【28工区】
(水色表示)
路面 : 4.0m
法面側 : 4.0m
非法面側 : 1.0m

延長 : 826m
【30工区】
(オレンジ色表示)
路面 : 4.0m
法面 : 4.0m×2

延長 : 172m
【30工区】
(水色表示)
路面 : 4.0m
法面側 : 4.0m
非法面側 : 1.0m

延長 : 1,272m
【30工区】
(赤色表示)
路面 : 5.0m
法面 : 4.0m×2

延長 : 254m
【30工区】
(黄色表示)
路面 : 4.0m
非法面 : 1.0m×2



仙台地区 23工区
455m
【23工区】
(オレンジ色表示)
路面 : 4.0m
法面 : 4.0m×2

延長 : 116m
【29工区】
(オレンジ色表示)
路面 : 4.0m
法面 : 4.0m×2

盛土法面刈り払い
【29工区】
面積 : 0.09ha

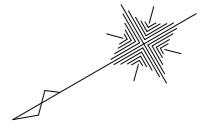
図面凡例

	生育基盤盛土		本数調整伐		刈り払い (刈り幅ごとに色分け)
	補植		除伐		国有林境界線
	伐開		盛土法面刈り払い		
	つる切後期		つる切前期		

年度	令和 8 年度	
図面名	平面図	
施工地	宮城県仙台市若林区荒浜字田ノ神国有林88林班外	
工事名	保安林総合改良整備事業(仙台地区B)	
図面番号	縮尺	A1:S=1:2,000 A3:S=1:4,000
設計者	製図者	
東北森林管理局		仙台森林管理署

平面図

A1 : S=1:2,000
A3 : S=1:4,000



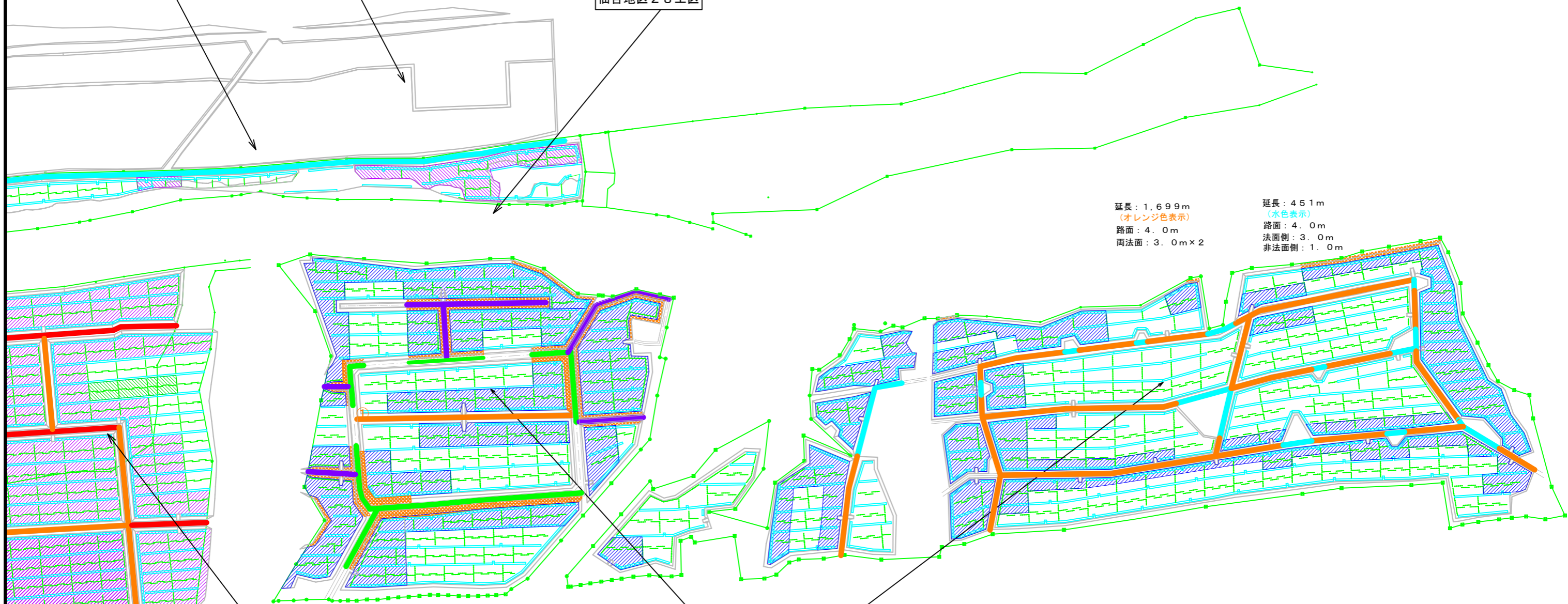
仙台地区27工区

仙台地区16工区

仙台地区28工区

延長：1,699m
(オレンジ色表示)
路面：4.0m
両法面：3.0m×2

延長：451m
(水色表示)
路面：4.0m
法面側：3.0m
非法面側：1.0m

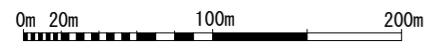


仙台地区30工区

仙台地区19工区

盛土法面刈り払い
【19工区】
面積：0.90ha
延長：200m
(オレンジ色表示) ①
路面：4.0m
両法面：3.0m×2

延長：389m
(紫色表示)
路面：4.0m
延長：541m
(緑色表示)
路面：6.0m



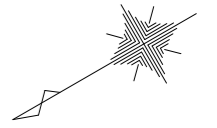
図面凡例

	生育基盤盛土		本数調整伐		刈り払い (刈り幅ごとに色分け)
	補植		除伐		国有林境界線
	伐開		盛土法面刈り払い		
	つる切後期		つる切前期		

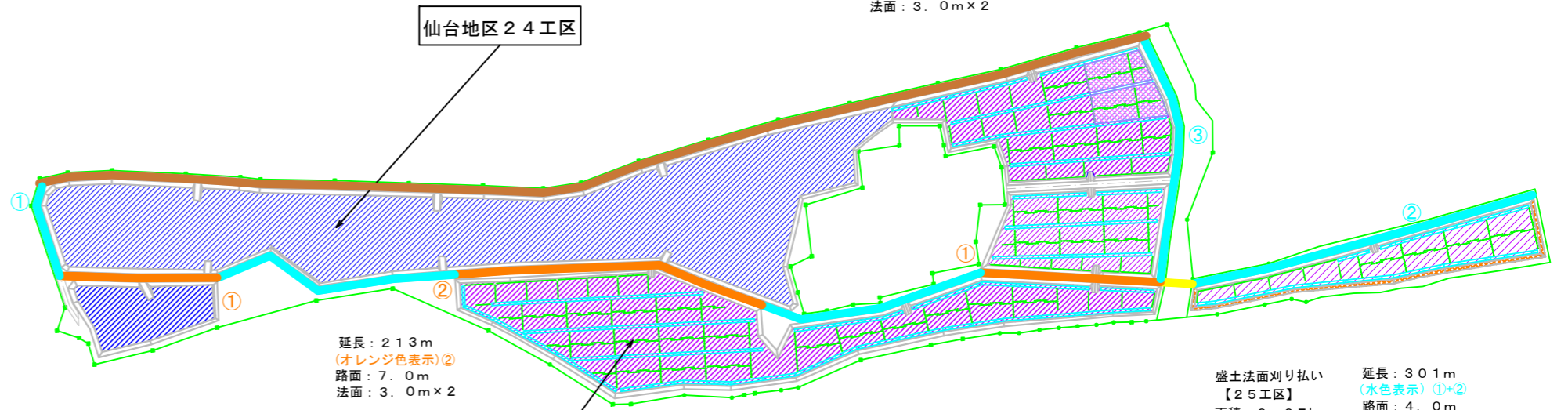
年度	令和 8 年度	
図面名	平面図	
施工地	宮城県仙台市若林区荒浜字田ノ神国有林88林班外	
工事名	保安林総合改良整備事業(仙台地区B)	
図面番号	縮尺	A1:S=1:2,000 A3:S=1:4,000
設計者	製図者	
東北森林管理局		仙台森林管理署

平面図

A1 : S=1:2,000
A3 : S=1:4,000



仙台地区19工区



仙台地区24工区

延長：213m
(オレンジ色表示)②
路面：7.0m
法面：3.0m×2

延長：762m
(茶色表示)
路面：4.0m
法面側：3.0m

延長：493m
(水色表示)③
路面：4.0m
法面側：3.0m
非法面側：1.0m

延長：22m
(黄色表示)
路面：4.0m
非法面側：1.0m×2

延長：225m
(オレンジ色表示)①
路面：4.0m
法面：3.0m×2

盛土法面刈り払い
【25工区】
面積：0.07ha
延長：301m
(水色表示)①+②
路面：4.0m
法面側：2.0m
非法面側：1.0m

仙台地区25工区

図面凡例

	生育基盤盛土		本数調整伐		刈り払い (刈り幅ごとに色分け)
	補植		除伐		国有林境界線
	伐開		盛土法面刈り払い		
	つる切後期		つる切前期		

年度	令和 8 年度	
図面名	平面図	
施工地	宮城県仙台市若林区荒浜字田ノ神 国有林88林班外	
工事名	保安林総合改良整備事業(仙台地区B)	
図面番号	縮尺	A1:S=1:2,000 A3:S=1:4,000
設計者	製図者	
東北森林管理局		仙台森林管理署